無縁墳墓等改葬公告

適正な寺院管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。

平成二十九年二月一日

一、墳墓等所在地　愛知県名古屋市中川区愛知町四一番一九号

一、墳墓等の名称　真宗大谷派善行寺境内墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍すべて不詳　伊藤（竹次郎）家、野村（肇、高稔）家、吉田（志づ、川合芳博）家、吉村（庄二郎）家、亀井（稱信、健治）家、加藤（彌八）家、加藤（彌八）家、加藤（こせ）家、服部（尚絅、平井直和）家、林（徳蔵）家、安井（氏）家、大（文七、吉兼）家、安井（芳江、辰雄）家、長野（やわ、高木義右ヱ門）家、阿部（政四郎）家、祖父江（よ志子）家、祖父江（よ志子）家、宮田家、安井（忠治）家、祖父江家、村瀬（錢三郎）家、その他十一基不詳

一、改葬を行おうとする者　愛知県名古屋市中川区愛知町四一番一九号　真宗大谷派善行寺　住職　泉　真澄

無縁墳墓等改葬公告

宅地造成工事のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承ください。

平成二十九年二月一日

一　墳墓等所在地　福岡県小郡市字井牟田一〇一〇番

一　墳墓等の名称　不詳

一　死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一　改葬を行おうとする者　福岡県小郡市古飯七三五番地五　内野　利幸

公示送達

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定による小矢部都市計画事業石動駅南土地区画整理事業の左記一の者に対する換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第百三十三条第一項及び同条第二項において準用する同法第七十七条第五項の規定により当該通知書の送付に代えてその内容を左記二のとおり公告します。

記

一　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　高岡市新湊六渡寺一一〇七番地

氏名　株式会社佐賀造船鐵工所

住所　横浜市神奈川区鶴屋町二丁目九番地二二日興パレス横浜八〇三号

氏名　中村　秀一

住所　高岡市城東一丁目五番一〇号ハイアメニティ城東二〇六号

氏名　谷口　昭三

二　通知の内容

土地区画整理法第百三条第一項の規定により、小矢部都市計画事業石動駅南土地区画整理事業の換地計画において定められた、別紙明細書及び換地図のとおり、換地処分をします。

教示

一　この通知について不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算して三箇月以内に富山県知事に審査請求をすることができます。

（審査請求の記載事項は、行政不服審査法第十九条第二項に規定されています。）

二　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

三　教示一の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、別紙明細書及び換地図は掲載を省略し、それらを小矢部市石動駅南土地区画整理組合事務所の掲示場において掲示します。

平成二十九年二月一日

富山県小矢部市綾子五三三九番地

小矢部市石動駅南土地区画整理組合

理事長　宮島　昭宣

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第9条第7項及び旅行業者営業保証金規則第9条第1項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第3項及び旅行業者営業保証金規則第9条第2項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第1項及び旅行業者営業保証金規則第9条第3項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成29年2月1日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①株式会社ＰＳＩ　②第3種旅行業　③東京都知事登録旅行業第3－6445号　④株式会社ＰＳＩ　代表取締役　岡田栄二　⑤本社営業所　東京都千代田区丸の内二丁目4番地1号丸の内ビルディング31Ｆ　代表取締役　岡田栄二　⑥平成23年7月7日　⑧平成28年12月28日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都千代田区丸の内二丁目4番地1号丸の内ビルディング31Ｆ　株式会社ＰＳＩ　代表取締役　岡田栄二

B　①株式会社チケットピューロー　②第3種旅行業　③東京都知事登録旅行業第3－122号　④株式会社チケットピューロー　東京都千代田区有楽町二丁目10番1号　代表取締役　渡辺晋一　⑤有楽町交通会館営業所　東京都千代田区有楽町二丁目10番1号東京交通会館1Ｆ　⑥昭和41年2月6日　⑧平成28年12月12日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都千代田区有楽町二丁目10番1号　株式会社チケットピューロー　代表取締役　渡辺晋一

C　①オフィス・マニフィカ　②第3種旅行業　③東京都知事登録旅行業第3－6034号　④オフィス・マニフィカ　東京都文京区関口1丁目7番5－702号　柿沼洋子　⑤オフィス・マニフィカ　東京都文京区関口1丁目7番5号メゾン文京関口702号　⑥平成17年8月17日　⑨平成28年11月29日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都文京区関口1丁目7番5－702号　オフィス・マニフィカ　柿沼洋子

C　①株式会社トップ　②第3種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第3－1378号　④株式会社トップ　愛知県名古屋市中村区名駅5丁目17番3号　代表取締役　小田悟　⑤株式会社トップ（トップトラベル）　愛知県名古屋市中村区名駅5丁目17番3号　⑥平成26年10月29日　⑨平成28年7月13日　⑩300万円　⑪愛知県知事　⑫愛知県名古屋市中村区名駅5丁目17番3号　株式会社トップ　代表取締役　小田悟